

別記様式第1号

各 管理権原者 様

東京消防庁  
神田消防署長 川原 省太

遡 及 適 用 事 前 通 知 書

あなたの所有・管理する防火対象物には、消防法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第305号）が令和5年4月1日に施行されることに伴い、下の表の項目が適用されますので通知します。

なお、一定の経過措置期限等（猶予期間）が設けられていますが、防火安全上の観点から、できるだけ早い対応に御協力をお願いします。本日から概ね14日以内に、別記様式第2号の改修計画報告書により改修完了予定年月日を報告してください。

	適用される内容	根拠法令
①	集合管又は操作管に閉止弁の設置が必要となります。	則第19条第5項 第19号イ（ハ）
②	二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に標識の設置が必要となります。	則第19条第5項 第19号イ（ホ）
③	1 防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止弁を閉止する必要があります。 2 1以外の場合は、閉止弁を開放しておく必要があります。 3 防護区画内に人が立ち入る場合は、自動手動切替え装置を手動状態にする必要があります。 4 消火剤が放射された場合は、防護区画内の消火剤が排出されるまでの間、当該防護区画内に人が立ち入らないように維持する必要があります。 5 制御盤の付近に設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書を備え付けておく必要があります。	則第19条の2

〔凡例〕 則：消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号） 〔経過措置期限等〕 ①：令和6年3月31日  
②③：令和5年3月31日

問合せ先

神田消防署予防課予防係

担当者 國嶋 山崎

電 話 03-3257-0119